

建設工事における一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の 入札参加制限についてのQ & A

Q 1 : 制度の趣旨は何ですか？

A 1 : 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下、「グループ企業」という。）同士は、支配・従属関係などが認められ、他の入札参加者との間において公平性を確保できないことや入札の適正さが阻害される恐れがあることから、公正な入札の執行のため、制限するものです。

Q 2 : A社がB社の株式を100%所有していますが、A社とB社はグループ企業に該当しますか？

A 2 : A社とB社について、A社がB社の議決権の50%超を所有しているため、A社を親会社とし、B社を子会社とする資本関係のある二者になることから、グループ企業に該当します。

Q 3 : A社の代表者とB社の代表者が親族である場合、A社とB社はグループ企業に該当しますか？

A 3 : A社とB社の代表者が、単に親族関係である場合は、グループ企業に該当しません。

なお、A社とB社の代表者の間に実質的な支配関係がある場合等は、A社とB社がグループ企業に該当することがありますので、ご注意ください。

Q 4 : 同じ所在地に2つの会社がある場合、この2者はグループ企業に該当しますか。

A 4 : 同じ所在地であることのみでは、グループ企業には該当しません。

Q 5 : A社の取締役が、個人事業所の代表者である場合、A社と個人事業所は、グループ企業に該当しますか。

A 5 : 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合と同視しうる人的関係にあるため、グループ企業に該当します。

Q 6 : グループ企業同士で1つの建設工事共同企業体を結成し、入札できますか？

A 6 : 入札できます。

なお、建設工事共同企業体の構成員が、他の建設工事共同企業体の構成員又は単体企業として同一案件に入札することや建設工事共同企業体の構成員のグループ企業が、他の建設工事共同企業体の構成員又は単体企業として同一案件に入札することはできませんので、ご注意ください。

Q 7 : グループ企業が同一案件に申請しているが、1者を残して他のグループ企業が入札を辞退した場合、当該1者の入札は無効となりますか？

A 7 : 他のグループ企業が入札を辞退しているため、無効とはなりません。

なお、入札参加希望者の関係がグループ企業である場合に、グループ企業の同一案件への参加を回避する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取るとは、談合等の入札の公正・公平を害する行為には当たらないものとしますので、ご注意ください。

また、グループ企業の同一案件への参加状況の確認を事後審査で行います。(現在、事前審査で行っている建設工事共同企業体の構成員が、他の建設工事共同企業体の構成員又は単体企業として同一案件に参加していないか、組合とその構成員が同一案件に参加していないかの確認についても、事後審査で行うこととなります。)

Q 8 : グループ企業の同一案件への参加が制限される期間はいつからいつまでですか？

A 8 : グループ企業同士の意思疎通は、入札参加資格審査申請の申請期間の末日から入札書提出期間の末日までの間のいずれの時点でも起こりえるものであるため、入札参加資格審査申請の申請期間の末日から入札書提出期間の末日までの間にグループ企業である場合は、同一案件への参加が制限されます。

Q 9 : グループ企業が同一案件へ参加した場合、ペナルティ等はあるのでしょうか？

A 9 : 事後審査時に提出した、グループ企業の同一案件への参加状況についての確認書類等に虚偽記載があった場合等は、入札参加停止を行うことがあります。